



平成23年10月3日

各 位

会 社 名 大正製薬ホールディングス株式会社
本 店 東京都豊島区高田三丁目 24 番 1 号
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 上 原 明
(コード番号 4581 東証第1部)
問 合 せ 先 広 報 室 長 坪 井 正 樹
電 話 (電話 03-3985-1115)

内部統制体制構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制体制構築の基本方針について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第 362 条第 4 項第 6 号）

当社は、当社、子会社及び関連会社（以下、後二者を総称して「関係会社」という。）から成る企業集団（以下「大正製薬グループ」という。）を統括し、経営に関する管理・監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行う。かかる目的をよりよく遂行するため、当社は、大正製薬グループ全体として、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図ることを旨とし、以下に従い、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- (1) 当社は、取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針を決定し、基本方針の執行を監視する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、併せて、社内各機関の役割分担と連携に留意しつつ、大正製薬グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報開示を行う。
- (2) 取締役は、大正製薬グループが、健康と美を願う生活者に納得していただける優れた医薬品・健康関連商品、情報及びサービスを、社会から支持される方法で創造・提供することにより、社会へ貢献するとの経営理念、企業風土たる紳商に基づく行動原則を定めた企業行動宣言、さらにこれらを具現化した全社行動指針を実践する。
- (3) 取締役会は、以上に従い、当社及び大正製薬グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

II 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）

当社の経営陣の規模は、大正製薬グループの事業環境、経営戦略、経済情勢または法令等の変化に機敏に対応できる規模とする。取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行にかかる事

項を決定し、業務を担当する取締役が職務を執行するという機関相互間における役割の分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。また、組織規程及び職務分掌規程に従って職務執行を行うことにより、職務執行の効率性を図る。

III 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は、株主総会、取締役会その他主要会議の決定のプロセス及びその重要な決定事項の執行について、文書管理規程、電子化情報管理規程等の規程体系を整備し、書面または電磁的媒体に記録し保存すること及び使用人に対する教育・モニタリングを実施すること等により、情報の保存及び管理を適正に行う。また、当社は、子会社に対し、取締役の職務の執行に係る事項について、当社と同様に電子媒体を含む情報の適切な保存及び管理がなされるよう、その支援を行う。

IV 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

1. 代表取締役社長は、大正製薬グループとしての企業行動宣言及び行動指針を策定し、法令の遵守に関する基本方針を表明する。また、当社は、以下のようなコンプライアンス体制を整備することにより、当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう図る。
 - (1) 「コンプライアンス規程」を策定することにより、当社及び子会社のコンプライアンス活動の組織体制及び運営方法を明確にする。「コンプライアンス規程」については、当社及び子会社の部署長の責任において指導及び教育を実施し、かつ、コンプライアンス活動が適切に行われているかを評価、検証し、またその改善を図る。
 - (2) 当社及び子会社においては、使用人は誰でも、業務遂行過程において、法令・規則・定款等との適合性を疑わせるような事態に直面した場合は、法務部または必要に応じて弁護士の意見を求めることができることとし、また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として電話、電磁的方法または書面による社内・社外ホットラインを設置する等の体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図る。
 - (3) 上記企業行動宣言、行動指針及び規程等について、不断の改善を怠らず改めるべき点は遅滞なく改善するとともに、これらが継続して遵守されるよう、教育研修活動を実践する。
2. 当社は、反社会的勢力に対しては、対応部署の設置、外部専門機関等との連携、反社会的勢力に関する情報の収集等、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備するとともに、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、子会社にも当社と同様の体制を取らせるよう管理及び援助していく。

V 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、大正製薬グループの損失の危険に対応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント統括部署が、当社各部署及び子会社のリスクマネジメント担当部署を統括管理する体制を構築する。

- (1) 損失の危険のうち、大正製薬グループの経営に関するリスクについては、当社の取締役会、経営諮問会議が対処し、当社各部署及び子会社を管理及び支援する。
- (2) 大正製薬グループに重大な影響を与える当社及び子会社の上記(1)以外のリスク、大規模自然災害、大規模事故等については、リスクマネジメント統括部署が主導してのリスク対応体制を整備する。

- (3) 上記(1)(2)以外の、当社及び子会社の各部門及び部署が対処することが相当と判断されるリスクについては、各部門及び部署がリスクを洗い出し、評価及び検討のうえ、リスク対応体制を整備する。当社及び子会社のリスクマネジメント統括部署はそれらの活動に関し点検・助言・指導を行う。
- (4) 損失のリスクが現実化した場合は、当該リスクに係る当社及び子会社の部署が協力して対応する。
- (5) 当社及び子会社の法令違反、製品の品質、情報セキュリティ、機密情報（個人情報を含む）流出、売掛金回収、環境、外国法令等に起因する損失のリスクについても、それぞれを所管する当社及び子会社の関係部署等が、各会社のリスクマネジメント統括部署の助言・指導の下、リスクへの対応策を構築・整備する他、それぞれの分野について規程またはガイドライン等を定めるとともに、研修、教育、マニュアルの配布等を行い使用人に周知徹底を図る。

VI 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、関係会社管理規程を制定し、当該関係会社の性質（上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等）及び規模等に応じ、以下のとおり大正製薬グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。

- (1) 子会社が会社法上の大会社に相当する場合は、当社の内部統制体制に準じた当該子会社の内部統制体制を整備する。その他の大正製薬グループ各社に対しては、当社の支配の状況、各会社の業務の内容、各会社に適用される法令の内容等を精査し、当該会社毎に業務の適正を確保するための体制を検討する。
- (2) その上で、持株会社として、統一的に管理する部分と分別管理する部分を見極め、大正製薬グループにおける業務の適正を確保するため、情報伝達手段、監査制度の充実等を柱とする体制を構築する。

VII 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く等、監査役及び監査役会の業務を支援する体制を構築する。

VIII 上記VIIの使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、「監査役室規程」により、指揮命令系統等は、下記基準に則って行う。

- (1) 法令・規則・定款等の定めに従う。
- (2) 監査役会、監査役の指揮命令に従う。
- (3) 当該使用人の人事異動、人事評価に関する監査役の意見は尊重される。

IX 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき、取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備する。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告または通報する体制
 - (2) 当社の監査役が当社及び子会社の取締役及び使用人に対して質問し、または書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役及び使用人の対応に関する体制
 - (3) 監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
 - (4) 子会社の監査役に対し、子会社取締役会資料等や監査結果の情報を提出させること等ができる体制
- また、監査役は、会計監査人、その補助者及び監査部等と、必要な範囲で業務の連携と情報の共有化を図る。

X その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号）

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、下記情報または事実について、「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき当社の監査役による当社及び子会社へのアクセス並びに当社及び子会社の取締役及び従業員から当社監査役への伝達・報告が十分に為される体制を取る。

- (1) 大正製薬グループに著しい損害を及ぼす可能性が生じた場合またはかかる損害が発生した場合はその事実
- (2) 職務遂行に関して法令、定款違反や不正行為が発生する可能性が生じた場合またはかかる違反等が発生した場合はその事実
- (3) 製品の安全性、情報セキュリティ、環境等に関する問題が発生する可能性が生じた場合またはかかる問題が発生した場合はその事実
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準じる事項が発生する可能性が生じた場合またはかかる事項が発生した場合はその事実

なお、監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担において弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができる。

以上